

## 平成 20 年度における短期借入金の借換えについて

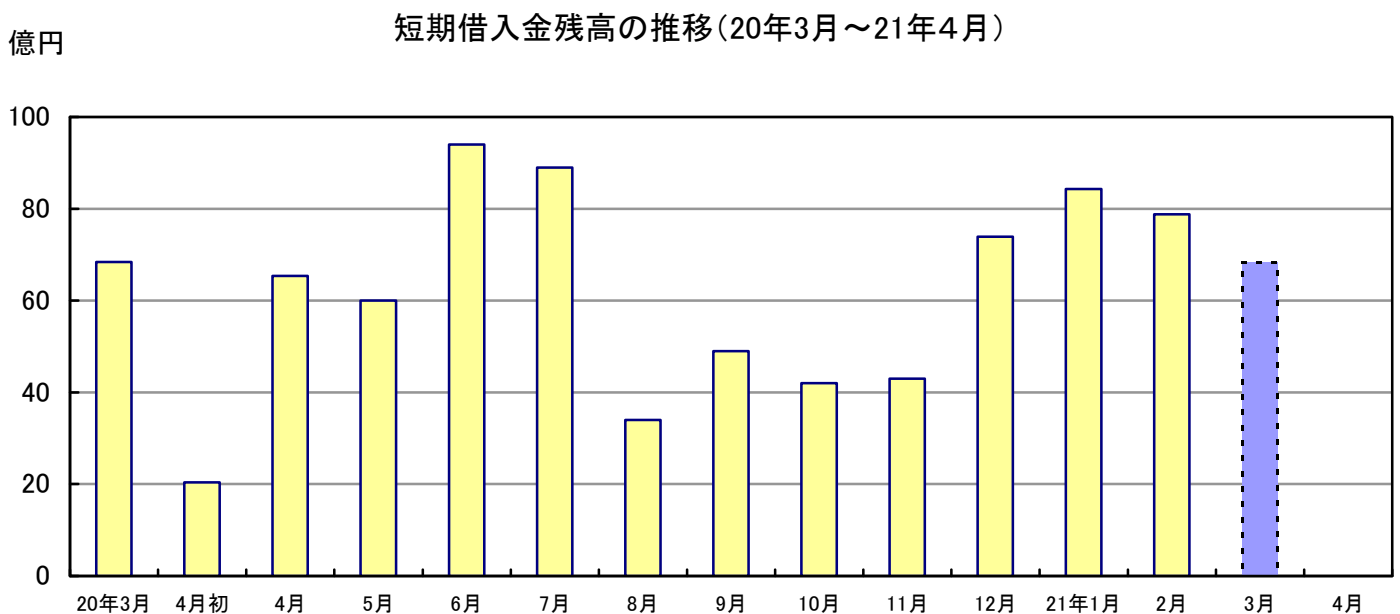
### 1. 法的根拠と手続き

地方独立行政法人は、中期計画に掲げた短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入れすることができるが、この短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならないとされている（地方独立行政法人法第 41 条第 1 項・第 2 項）。

ただし、資金不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、設立団体の長の認可を受けて、これを借り換える（年度越えする）ことができる。（第 41 条第 2 項但書）

また、設立団体の長は、借換えの認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならないとされている。（第 41 条第 4 項）

### 2. 大阪府立病院機構における短期借入金の状況



### 3. 短期借入金の借換え金額

借換え見込額（短期借入残高見込額）	68.2 億円
借換えの時期	平成 21 年 3 月 31 日

#### 【算定の考え方】

①短期借入金残高（平成 21 年 2 月 28 日現在）	78.8 億円
②平成 21 年 3 月の借入予定額	△10.6 億円
③平成 20 年度末短期借入見込額（①+②）	68.2 億円

（参考）中期計画で定める短期借入金の限度額 160 億円